



求められる取組：安全確保措置

安全確保措置とは、こどもの安全を守るために事業者が行わなければならない様々な取組を指します。具体的な内容として次の取組が含まれます。

未然防止

- ・ 性暴力を未然に防止するためのルールを作り、周知する
- ・ 性暴力が起きないように、複数のおとなの目が行き届くような環境を整備する
- ・ 事業者は、性暴力の防止に対する関心を高め、必要な取組への理解を深めるため、こどもと接する業務を行う従事者に定期的に研修を受けさせる



現場での
ルール作り・周知



環境整備



従事者の研修受講

早期発見

- ・ 日頃から性暴力の発生やその予兆をいち早く発見するための措置として、日常的にこどもの変化を気にかけたり、面談やアンケートを実施したりする
- ・ こどもや保護者が相談しやすい相談窓口の設置や周知を行う



日常観察



面談



アンケート



相談窓口の設置

調査・保護・支援

- ・ 性暴力が疑われる場合は、事実確認などの調査を行うとともに、被害にあったこどもの保護・支援を行う



調査・保護・支援



犯罪事実確認



■ 犯罪事実確認

過去に性犯罪を犯した人の再犯を防止するため、事業者は従事者の性犯罪歴(※)の有無についての確認を行います。

※ 「性犯罪歴」とは「特定性犯罪の前科」のことを指します。

【特定性犯罪の一覧】

次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象

（※）拘禁刑：刑の執行終了などから20年、執行猶予者は裁判確定などから10年、罰金：刑の執行終了などから10年

刑法	● 不同意わいせつ（176条）※ ● 不同意性交等（177条）※ ● 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）※ ● 不同意わいせつ等致死傷（181条） ● 16歳未満の者に対する面会要求等（182条） ● 強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）※ ※ 未遂罪を含む。
盗犯等の防止及び処分に関する法律	● 常習特殊強盗致傷（4条）
児童福祉法	● 淫行をさせる罪（60条1項）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	● 児童買春（4条） ● 児童買春周旋（5条） ● 児童買春勧誘（6条） ● 児童ポルノ所持、提供等（7条） ● 児童買春など目的人身売買等（8条）
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	● 性的姿態等撮影（2条） ● 性的影像記録提供等（3条） ● 性的影像記録保管（4条） ● 性的姿態等影像送信（5条） ● 性的姿態等影像記録（6条）
都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの	● みだりに人の身体の一部に接触する行為 ● 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機などを用いて撮影し、または当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機などを差し向け、若しくは設置する行為 ● みだりに卑わいな言動をする行為 ● 児童と性交し、または児童に対しわいせつな行為をする行為



これらの犯罪が大人に対して行われた場合も、確認の対象となります。



【犯罪事実確認の対象者】

こどもと継続的に接する業務を行っている方が確認の対象です。

- ・ 校長や園長といった管理者
- ・ こどもたちと接する機会の多い教員や保育士
- ・ 業務の実態によっては、事務職員、スクールバスの運転手なども対象

必ず対象



校長・園長など



教員・保育士・
保育教諭・児童指導員など

一部対象

※ 業務実態を踏まえ、事業者が判断



事務職員
スクールバスの運転手など

【犯罪事実確認の期限】

犯罪事実確認は、新規採用や配置転換により、新たにこどもと接する業務に就く方については、原則として、従事開始前までに終える必要があります。こども性暴力防止法の施行時に学校や認可保育所といった義務対象の事業者で既に従事・内定している方については、施行から3年以内、放課後児童クラブや学習塾といった認定対象の事業者で認定時点で既に従事・内定している方は認定から1年以内に確認を行う必要があります。確認を行った従事者については、その後5年ごとに再度確認を行います。

対象者	期限
新規採用・異動により新たに対象業務に従事する場合	従事を開始するまで
こども性暴力防止法が施行された時点で、義務対象事業に従事・内定している場合	施行の日から3年以内
認定を受けた時点で、認定対象事業に従事・内定している場合	認定の日から1年以内
犯罪事実確認をした従事者が対象業務に継続して従事している場合	5年ごと



■ 対象となる主な職種の分類

ア 学校教育法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	－
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校および高校と同様の職員＋寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師

※ その他の事業者については、ガイドライン「Ⅲ.対象事業・対象業務」を参照ください。

※ 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教員などに該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。



■ 防止措置

特定性犯罪の犯罪歴の有無の確認の結果や、調査の結果などを踏まえ、従事者によるこどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、事業者(※)は、その従事者を教育・保育などの業務に従事させないなどの措置が必要になります。

- ・ 「性犯罪歴」の有無の確認結果
- ・ 「調査」などの結果、性暴力が行われたと合理的に判断される場合 など



こどもへの性暴力
が行われる

『おそれ』



教育・保育などの
業務に就かせない

※ 防止措置の詳細については、本資料「第9章 防止措置」をご参照ください。



求められる取組：情報管理措置

犯罪事実確認を通じて入手した従事者の情報は、性犯罪歴という取扱いに細心の注意が必要な情報です。漏えいさせた場合に深刻な人権侵害にもつながり得るため、情報管理措置について定めています。

■性犯罪歴の記録について求められること

- ・ 適切な管理
- ・ 目的外利用や第三者提供の禁止
- ・ 漏えいなどの重大事態のこども家庭庁への報告
- ・ 適切な廃棄・消去

■情報を適正に管理するための留意点

- ・ 必要最小限の人員で情報を取り扱うこと
- ・ 専用のシステム（こまもろうシステム）上でのみ性犯罪歴の確認を行う

など



性犯罪歴に関する情報は取扱いに細心の注意が必要な情報であり、第三者に教えたり、提供したりすることは許されません。

性犯罪歴に関する情報をみだりに他人に教えるなどした場合は、こども性暴力防止法に基づく刑罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償につながるおそれもあります。

本章で紹介したこども性暴力防止法上の取組などの詳細は、第2章以降で学んでいきましょう。